

連結計算書類 〈国際会計基準(IFRS)により作成〉

連結財政状態計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期 (2024年12月31日現在)	前 期 (ご参考) (2023年12月31日現在)
資 産		
流 動 資 産		
現金及び現金同等物	83,961	59,945
営業債権及びその他の債権	440,335	465,633
棚 卸 資 産	271,430	267,317
未収法人所得税等	4,844	2,930
その他の金融資産	17,079	10,469
その他の流動資産	40,237	40,655
流動資産合計	857,891	846,953
非 流 動 資 産		
有形固定資産	935,441	888,070
のれん及び無形資産	3,353,896	3,283,948
持分法で会計処理されている投資	11,369	11,081
その他の金融資産	143,540	151,168
繰延税金資産	41,469	48,544
確定給付資産	44,100	36,515
その他の非流動資産	15,694	19,629
非流動資産合計	4,545,514	4,438,960
資 産 合 計	5,403,405	5,285,913

科 目	当 期 (2024年12月31日現在)	前 期 (ご参考) (2023年12月31日現在)
負 債 及 び 資 本		
負 債		
流 動 負 債		
営業債務及びその他の債務	720,870	714,781
社債及び借入金	451,129	389,848
未払法人所得税等	31,280	26,263
引 当 金	21,381	17,429
その他の金融負債	135,634	113,642
その他の流動負債	150,012	134,984
流動負債合計	1,510,308	1,396,950
非 流 動 負 債		
社債及び借入金	828,047	1,020,950
確定給付負債	14,394	17,242
繰延税金負債	238,593	233,190
その他の金融負債	129,642	143,156
その他の非流動負債	8,367	8,642
非流動負債合計	1,219,044	1,423,181
負 債 合 計	2,729,353	2,820,131
資 本		
資 本 金	220,044	220,044
資 本 剰 余 金	162,216	161,867
利 益 剰 余 金	1,418,660	1,282,432
自 己 株 式	△31,214	△1,190
その他の資本の構成要素	899,094	797,393
親会社の所有者に帰属する持分合計	2,668,801	2,460,548
非 支 配 持 分	5,250	5,233
資 本 合 計	2,674,051	2,465,781
負 債 及 び 資 本 合 計	5,403,405	5,285,913

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期 (2024年1月1日から 2024年12月31日まで)	前 期 (ご参考) (2023年1月1日から 2023年12月31日まで)
売 上 収 益	2,939,422	2,769,091
売 上 原 価	△1,841,741	△1,770,157
売 上 総 利 益	1,097,681	998,933
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△812,559	△735,252
そ の 他 の 営 業 収 益	25,204	8,300
そ の 他 の 営 業 費 用	△41,273	△26,981
営 業 利 益	269,052	244,999
金 融 収 益	18,176	14,118
金 融 費 用	△20,787	△18,121
持 分 法 に よ る 投 資 損 益	548	875
税 引 前 利 益	266,990	241,871
法 人 所 得 税 費 用	△73,808	△75,840
当 期 利 益	193,181	166,031
当 期 利 益 の 帰 属 :		
親 会 社 の 所 有 者	192,080	164,073
非 支 配 持 分	1,100	1,957
合 計	193,181	166,031

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 <要約>

(単位：百万円)

科 目	当 期 (2024年1月1日から 2024年12月31日まで)	前 期 (2023年1月1日から 2023年12月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税 引 前 利 益	266,990	241,871
減 価 償 却 費 及 び 償 却 費	157,935	147,992
営 業 債 権 の 増 減 額 (△は増加)	39,067	△23,608
棚 卸 資 産 の 増 減 額 (△は増加)	1,550	△24,447
営 業 債 務 の 増 減 額 (△は減少)	△13,585	32,898
未 払 酒 税 の 増 減 額 (△は減少)	7,384	2,984
確 定 給 付 資 産 負 債 の 増 減 額 (△は減少)	199	1,073
そ の 他 負 債 の 増 減 額 (△は減少)	5,165	46,395
そ の 他	20,175	1,324
小 計	484,883	426,484
利 息 及 び 配 当 金 の 受 取 額	10,106	7,624
利 息 の 支 払 額	△15,691	△12,646
法 人 所 得 税 の 支 払 額	△75,574	△73,914
営業活動によるキャッシュ・フロー	403,723	347,547
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固 定 資 産 の 取 得 に よ る 支 出	△136,257	△109,828
固 定 資 産 の 売 却 に よ る 収 入	32,884	11,710
投 資 有 価 証 券 の 取 得 に よ る 支 出	△2,236	△1,292
投 資 有 価 証 券 の 売 却 に よ る 収 入	7,929	3,387
連 結 の 範 囲 の 変 更 を 伴 う 子 会 社 株 式 等 の 取 得 に よ る 支 出	△21,448	△3,551
連 結 の 範 囲 の 変 更 を 伴 う 子 会 社 株 式 等 の 売 却 に よ る 収 入	485	-
条 件 付 対 価 の 決 済 に よ る 支 出	-	△18,574
そ の 他	△22	434
投資活動によるキャッシュ・フロー	△118,665	△117,713
財務活動によるキャッシュ・フロー		
金 融 債 務 の 増 減 額 (△は減少)	△192,305	△168,323
自 己 株 式 の 取 得 に よ る 支 出	△30,023	△25
配 当 金 の 支 払	△66,374	△57,761
デ リ バ テ ィ ブ の 決 済 に よ る 収 入	18,230	-
そ の 他	△2,309	△635
財務活動によるキャッシュ・フロー	△272,784	△226,746
現金及び現金同等物に係る換算差額	11,743	20,004
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	24,016	23,093
現金及び現金同等物の期首残高	59,945	37,438
連 結 の 範 囲 の 変 更 に 伴 う 現 金 及 び 現 金 同 等 物 の 増 減 額 (△は減少)	-	△586
現金及び現金同等物の期末残高	83,961	59,945

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月10日

アサヒグループホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 倉 加奈子 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷 尋 史 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森 田 真佐宏 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アサヒグループホールディングス株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、アサヒグループホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切

であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第101期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査を担当する組織その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」（会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。
- (3) さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の特別な検討を必要とするリスクについては、会計監査人と資金生成単位グループごとに収益力、資金効率等からみて減損のおそれがあるものなどを中心に協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている当該基本方針を実現するための各取組みについては、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月12日

アサヒグループホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 福 田 行 孝 ⑩

常勤監査役 大 島 明 子 ⑩

社外監査役 川 上 豊 ⑩

社外監査役 大八木 成 男 ⑩

社外監査役 田 中 早 苗 ⑩

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区紀尾井町4番1号

ホテルニューオータニ ザ・メイン宴会場階 鶴の間 電話 03-3265-1111 (代表)

<https://www.newotani.co.jp/tokyo/>



お願い 当日は会場周辺道路及び駐車場(有料)の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。



交通のご案内 JR



- M N 丸ノ内線・南北線
- G M 銀座線・丸ノ内線
- Z 半蔵門線
- Y 有楽町線

中央線・総武線

四ツ谷駅 (麴町口・赤坂口)から徒歩9分

四ツ谷駅 (1番口)から徒歩9分

赤坂見附駅 (D 紀尾井町口)から徒歩10分

永田町駅 (7番口)から徒歩10分

麴町駅 (2番口)から徒歩9分

— 徒歩経路

— 徒歩経路

— 徒歩経路

— 徒歩経路

— 徒歩経路

お身体の不自由な株主様又は障がいのある株主様へ

ご要望に応じて、車いすのサポート、席やお手洗いへの誘導、筆談サポート、手話通訳等お手伝いさせていただきますので、お気軽にお声をおかけください。なお、車いすでご来場の株主様には、会場内に専用のスペースを設けております。また、介助等のため同伴の方の入場をご希望される株主様は、その旨を受付にお申し出ください。

